第 166 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

1 日 時 令和3年12月13日(月)午後2時00分~

2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議室

3 出席者 会 長:金子忠一

副会長:横田樹広

委 員:浅海義治 佐藤留美 柴田さちこ

うすい民男 きみがき圭子 のむら説

倉田れいか 市川信雄 早川義隆 小野寺政男 上月とし子 閏間一恵

植松正一 西貝嘉隆 新堀桂三谷口光男 木内幹雄 中村壽宏

理事者:環境課長 都市計画課長

開発調整課長 道路公園課長

事務局:環境部長 みどり推進課長

関係者:東京学芸大学 財務・研究推進部施設課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者数

1名

6 次 第

- 1 開会
 - 2 審議事項
 - (1)ねりまの名木(学芸大学附属大泉中のヒマラヤスギ並木)の解除について

(諮問第 207 号)

- 3 報告事項
 - (1)保護樹林の新規指定について
 - (2) 保護樹林の指定解除について
- 4 その他
 - (1)「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン (素案)」等について
- 5 閉会

7 会議内容

会 長 皆さん、本日はご多忙のところ、お集まりいただきま して、ありがとうございます。ただいまから、第 166 回 練馬区緑化委員会を開催します。

事務局から本日の会議の運営、配付資料、委員の出席状況について説明をお願いします。

みどり推進課長 本日の会の運営についてです。新型コロナウイルス感 染症予防対策を十分に行った上で実施します。発言の際 も、マスク着用のままでお願いします。また、できるだけ 短い時間となるよう、協力をお願いします。

委員の出席状況の報告です。ただいまの出席委員は 18 名です。委員 20 名の過半数が出席していますので、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第 6 条第 2 項に基づき、委員会は成立しています。

会 長

次第に沿って進めます。

本日の案件は、審議事項が1件、報告事項が2件です。 それでは、次第の2「諮問第207号、ねりまの名木(学 芸大学附属大泉中のヒマラヤスギ並木)の解除について」 の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

みどり推進課長 資料 1-1 「ねりまの名木の解除について(諮問第 20 7号)」を説明します。

本件は、東大泉にある東京学芸大学附属国際中等教育学校のヒマラヤスギ 11 本を、ねりまの名木指定解除することについて諮問するものです。所有者から提出された解除理由は、国立大学法人東京学芸大学の各キャンパスで昨今の台風等による倒木事故が発生しており、近隣や学内の人身事故を防ぐため、全て伐採したいという内容です。

資料1-1の2枚目は、当該ヒマラヤスギ並木の写真です。本年8月、東京学芸大学はヒマラヤスギを大きく剪定しています。上の写真は剪定前、下が剪定後です。樹木の上部が大きく切断されていることが分かります。

資料1-2は、これまでの区と東京学芸大学のやり取りを時系列でまとめたものです。

5月25日、東京学芸大学附属国際中等教育学校(以下、「学芸大学」という。)から、ねりまの名木(以下、「名木」という。)であるヒマラヤスギ 11 本の伐採について相談がありました。6月、区では樹木医に依頼し、樹木診断を

実施しました。結果は5段階評価で、健全度が上から2番目の評価が7本、3番目の評価が4本でした。6月15日、学校長から名木の指定解除申請書が提出されました。区が国や都、造園業界にヒマラヤスギの倒木の危険性をヒアリングしたところ、定期的な剪定による適正管理を行うことで、危険性は低減できるということでした。健全であり、適正な剪定などで倒木リスクは低減できるため、区はみどりを保全する立場から、学芸大学に対し、伐採はせずに、適正な剪定による樹木の保全を要請してきました。しかし、学芸大学からは、伐採はやむを得ないという回答がありました。

9月、11月には、練馬区長名で、国立大学法人東京学芸大学学長および国際中等教育学校長あてに、伐採ではなく剪定での保全を文書で要請しました。

12月7日付で、国立大学法人東京学芸大学学長から、 伐採せざるを得ないという回答が文書で提出されました。 区と学芸大学は約6か月にわたり協議を続けてきました が、主張が平行線ですので、諮問することになりました。 区および学芸大学が発出した文書は、資料1-4以降に あります。

会 長

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第8条に基づき、本件の関係者である学芸大学の施設課長に出席してもらいます。この後、質疑になりますが、質問内容によっては、学芸大学に回答をお願いします。

それでは、質疑に移りたいと思います。

A委員

学芸大学に質問です。大泉学園駅と言えば、北口には 大泉学園通りのサクラ並木、南口には学大前通りのイチョウから始まるヒマラヤスギの立派な並木がシンボルと なっています。

もちろん、学芸大学が判断した命を守ることは第一優 先事項です。しかし、この名木が 11 本もなくなると聞い たとき、まちの財産である名木を守ることはできないか と思いました。適切な剪定では残すことができないと判 断をした理由を教えてください。

関係者

名木であるヒマラヤスギは、樹木の腐朽度としては高

くありません。練馬区から伐採せずに剪定でという要請を受け、半年ほど検討しました。本学としても、残せないか検討した上での回答です。本学では通常樹木医に診断をしてもらっていますが、区の要請もあったので、専門家1名を追加し、計2名の方にヒマラヤスギ11本の分析を依頼しました。

樹木医の分析結果・意見は、樹木診断で全ての弱点の発見は困難とのことでした。そのほかヒマラヤスギは、根の張りが浅いという樹木特性があり、他樹種に比べて倒木のリスクを抱えているとのことでした。倒木リスクを低減するため、剪定による風圧低減や重心低下、支柱またはケーブリングを設置した上で、定期的な調査保全を提案されました。この措置によって、ある程度の安全性は確保可能という見解でした。これに基づいて、低減措置が本学で可能か検討を進めてきました。

まず、ヒマラヤスギを今夏に一度、断幹という形で、上部を軽くするために剪定しました。平成29年以前も、同様の形で上部を剪定しています。これを繰り返すと、上部の断幹による樹木へのダメージが避けられず、剪定を行うことで、腐朽が進行するおそれがあります。

支柱、ケーブルを這わせるケーブリングまたはワイヤリングによるリスクの低減措置があります。11 本は中学校と小学校の門の脇に立っており、グラウンドのすぐ脇に7本、小学校側に4本です。ここに、ケーブルリング、支柱等をすると、グラウンド側にかなりケーブルが入り、グラウンドに支障が発生してしまいます。また、小学校の通学路を横断してケーブルまたは支柱を立てなければならないため、学校の教育活動に支障を来してしまいます。

さらに、基礎工事過程でヒマラヤスギの根や地上部などを傷めてしまいます。名木に指定されたときより、幹回りが 1.5 倍ぐらいに肥大化しているため、相当な重量がかかり、ケーブルの本数、太さ等も多くなります。簡単なケーブルだと、ケーブルリングで支えられない事態が考えられます。

他キャンパスですが、健全度上全く問題ないと診断されたヒマラヤスギの倒木が発生しています。また、落雷による被害も発生しています。そのため、総合的に検討

した上、伐採と判断しました。

A委員

適切な低減措置ができないとのことですが、半年間もの検討段階で、区へ相談して何とかできなかったのでしょうか。また、健全度が区と学芸大学とで食い違っていると思いました。区の見解では、健全度は上から2番目や真ん中です。

例えば、サクラも倒れやすいことで有名です。根が浅い木はほかにもたくさんあると思いますが、それを全部伐採しようとはならないと思います。ヒマラヤスギが立派になったため、この伐採方法になったのですか。それとも、腐朽が進むと判断したので、上部をバシッと切ってしまったのですか。

関係者

樹木医、練馬区からも、重量を軽減するために、頂部を5mほど落とす剪定が有効とのことでしたので、頂部から5mほど落としました。枝張りの部分も当然風を受けますので、一部剪定しています。

ただ肥大化をしていますので、これ以上行うことが不可能なレベルの、ぎりぎりのラインで剪定しています。 これ以上枝を落としてしまうと、葉の部分がなくなって しまいます。ヒマラヤスギが肥大化していて、適切な剪 定が難しいのです。

腐朽のために切ってはいません。樹木診断では、練馬区と同じで、腐朽度は高くなく、健全度自体は問題ない と判断しています。

ただ、根が浅かったり、剪定した後のケーブリング等の低減措置が立地条件上、実施できないことから、安全の確保のためには、伐採せざるを得ないと判断をしました。

A委員

学芸大学はそのように判断しましたが、練馬区は健全度が保たれるとの診断から、伐採しないでほしいとお願いをしています。練馬区として、適切な剪定による維持について、どのようにお考えですか。

みどり推進課長 ヒマラヤスギは、区内、都内にもたくさんあります。区立の小中学校ですと、98校のうち、約70校が350本所有

しています。

区では樹木の葉のすかしなど、適正に剪定を行っており、台風で倒れたという倒木被害は発生していません。

国や都また造園業界にヒアリングをしたところ、適正な剪定であれば、倒木のリスクは低減できると聞いています。根が浅い木ということで、一くくりにヒマラヤスギのケーブリングをやってしまうと、ほかにも根が浅いものは全部、ケーブリングしなければならないという話になると思います。適正な剪定によるリスクの回避をお願いしているところです。

A委員

ヒマラヤスギの伐採は急がなくてもいいと思います。 植えられて 85 年が経過していると聞いていますが、地 元住民や生徒・卒業生にとっても、思い出に残っている

貴重な財産であると思います。

ヒマラヤスギの剪定や隣接しているイチョウ並木の落ち葉の関係で、区はいろいろ学芸大学にお願いしていると聞いています。区には、学芸大学の負担が軽減するような、措置を取っていただきたい。地域住民の心の宝である名木を守るため、学芸大学には考えを改めることを強く要望します。

B委員

区に伺います。名木に学芸大学のヒマラヤスギが指定されていますが、名木の指定の経過を教えてください。

みどり推進課長 平成3年度に名木選定委員会を設置して、指定する基準の検討や候補樹木の審査を行いました。審査の結果、 平成6年度に107本を指定し、ヒマラヤスギ並木も含まれています。

B 委員 名木に指定する際に、所有者の許可、同意を必要としましたか。

みどり推進課長 所有者に同意をもらっています。

名木の選定に当たっては、区民からの自薦他薦のほか、 区が過去に実施をした大木調査や巨木調査、歴史的文献 等から、約1,000本程度の樹木を名木の候補としました。 歴史性や希少性、樹木の大きさや形という視点から、最 終候補として 138 件を選定し、所有者の同意が得られた 107 件を名木として決定したものです。

B委員 学芸大学のヒマラヤスギについても、同意があったと いうことですか。

みどり推進課長 そのとおりです。

B委員

学芸大学に質問します。ヒマラヤスギの並木は植えられてから 85 年経過したということですが、練馬区ましてや地域で親しまれてきた、地域のシンボル・財産と考えます。

学芸大学では危険性の排除のための伐採ということですが、本当に伐採しなければならないのでしょうか。経過を聞いたり、資料を読んでも納得できません。

東京都、そして練馬区内にも数多くのヒマラヤスギがありますが、危険であるから伐採という極端な話を今まで聞いたことがありません。今回、初めてです。そういう観点からも、私としては腑に落ちません。

改めて伺いますが、健全性が認められている 11 本を全て伐採するという、学芸大学の考えは変わりませんか。

関係者

当学としても、伐採せずに残しておく樹木もあります。 ヒマラヤスギは、名木に指定されている樹木であり、地域に親しまれていますので、残せないかという検討は再 三しました。

ただ、本学の立場上、児童生徒、近隣住民の安全を第一に置かざるを得ません。特に通学路に枝が張っている部分もあります。他キャンパスにおいてもヒマラヤスギの倒木があり、枝折れ、その他の被害が最近頻発しています。幸いにも、人身の事故はありません。数年前に1件だけ、枝折れで頭をけがした学生が1人いただけで、それ以外は物損で済んでいます。

これが人身事故となると、管理責任問題が生じます。 教育研究環境を整えるのも大事ですが、それ以上に児童 生徒の安全確保は、本学の責任として、第一に考えなけ ればなりません。リスクの低減措置が困難なことから、 伐採せざるを得ないと判断しました。 B委員

学芸大学の考えは理解しているつもりですが、学長名の文書からは「伐採する。保全する考えがない」と受け止められます。

ヒマラヤスギ並木は85年経過して、練馬区そして地域になれ親しまれた財産でもあります。伐採されるとなると、大きな衝撃があると思います。

仮に伐採となった場合、補植または後継樹などの考え はありますか。

関係者

ヒマラヤスギ以外も、多くの危険木、腐朽木等の伐採、 剪定等を行っています。本学で制定した高木再生プロジェクトという計画の中で、伐採したところには補植をす ることになっていますが、現在、ヒマラヤスギの補植の 樹木、本数など具体的な計画は立っていません。

高木再生プロジェクトに基づき、外に面するところには、あまり高くなり過ぎず、倒木リスクの少ない樹木の補植を進めようと考えています。

現状では計画の日時等を答えることはできません。安全確保のための伐採剪定の本数が多く、他のキャンパスも全然終わっていない状況です。予算的に厳しいので、危険度の高いものから順次対処しています。ある程度の目途がつき次第、順次補植をしていきますので、補植自体をしないということではありません。

B委員

私としては、指定解除は認めることはできないと考えています。

万が一、伐採する考えを変えないのであれば、これからの補植、後継樹を具体的に示すことが大事だと思います。私だけではなくて、ほかの委員も同じ考えではないかと思います。

85年の歴史あるヒマラヤスギ並木が伐採となれば、大変な衝撃になります。これから80年、100年、学芸大学がどのような樹木を後継樹とするのか、補植の時期も含めて、ぜひ緑化委員会で示してほしいと思います。

名木の指定解除の是非を判断するのは、それを踏まえて行うべきと思います。学芸大学には、緑化委員会の意思決定過程を尊重した対応を求めたいと思います。

C委員

ヒマラヤスギはまちのシンボル並木として、練馬区の 地域風景資産にも登録されています。そして、学校の樹木は、生徒の学校時代の思い出にもつながっています。 そういう意味から、並木を未来に継承できないかと思い ます。

その上で、質問をします。樹木診断の結果を踏まえて、 学校で対応策を考えたとのことですが、区と学校と専門 的な知識を持つ者の3者が集まって、具体的な解決策を 検討する場面がなかったのでしょうか。

また、万が一、倒木等によって事故が起こった場合、名木が第三者に損害を与えた場合の補償体制、賠償責任補償体制を教えください。

みどり推進課長 学芸大学と区と樹木の専門家が、一堂に会して対応策 の検討はしていません。学芸大学も樹木医二人で診断を 行い、区でも樹木医が診断を行っています。

> 学芸大学の検査結果、診断結果でも健全性はある程度 認められていて、区が行った検査でも健全性が認められ ています。樹木医の判断に、大きな差はない状況です。適 正な剪定により倒木リスクは低減できるので、区は樹木 を残すように要請しています。学芸大学は樹木を残すに しても、ケーブリングなどの検討をしています。そもそ もの考え方の相違点があり、解決策はいまだ見いだせて いません。

> 区は名木に対しての支援策を設けていて、名木が倒木をして第三者に損害を与えた場合、補償をしています。 剪定した場合の費用の助成、5年に一度の樹木の健全性 の調査のほか、民間の保険会社に加入をしており、名木 が第三者に損害を与えた場合は保険で対応します。

学芸大学の名木にも、保険を適用して対応します。

C委員

今回のケースに限らず、気候変動や台風の大型化による倒木の発生は、樹木の所有者の心理に影響を与えています。今後のみどりの保全のためには、不安を感じるオーナーへの相談体制、あるいは助言する仕組みが必要になると考えています。

剪定等の樹木管理方法を具体的に聞くことができ、高

木化した樹木は更新計画も具体的にアドバイスを受けることができることが、今後必要になってくると思います。 重要なのは、オーナー、区、専門家が一体となって解決 策を探す取組だと考えています。ぜひ、今回のヒマラヤ スギがモデルケースになるように、解決策の検討を希望 します。

みどり推進課長 5年に一度樹木医が行っている健全度調査の結果を所 有者と共有し、相談を受け付けています。

加えて、今年度から名木を含めた保護樹木の所有者のメールアドレスを登録していただき、台風前の注意喚起をしたり、気軽に相談できる取組を進めています。

所有者と区の間で解決策の共有を図れるように、今後 も努めていきます。

C委員 ぜひ、学校と区の間でそのような形を取れるように希望します。

D委員 この話を資料で見て、驚き、残念に思いました。私も大泉にいますが、子供たちや私たちの年代の人がそこを歩くたびに、学芸大学のみどりはヒマラヤスギなのだと思っているのです。ヒマラヤスギは冬も枯れません。すばらしいとずっと思っていました。

11 本も伐採すると聞いて、私はショックです。確かに木ですから、老朽化、腐朽等はしますが、11 本は腐朽したわけではありません。大学側の樹木医、練馬区側の樹木医診断でも、11 本が腐朽しているという表現はしていません。

現地を見てきましたが、剪定ではなく、伐採でした。あれではもうヒマラヤスギのイメージではなくなります。

今回の伐採は危険対応とのことですが、もう少し違う 剪定ができなかったのか、というのが私の意見です。

地域のシンボルとして特徴があったため、名木に選定されていると思います。11本すべてを切ってしまったことは残念です。通り沿いにあるので、CO2削減という意味からも、こういう木を残していくことは大事だと思います。

E委員

学芸大学は支柱やケーブリングの設置も検討したということですが、区としても検討はしているのですか。

みどり推進課長 樹木医の診断結果からの判断をしています。適正な剪定をすれば、直ちに倒木するリスクは低減できると聞いています。支柱、ケーブリングがどこまで必要かは判断しかねるところがあります。

E委員

通学路にもなっているので、子供たちにも、近隣の方にも安全な方法で残すため、みどり推進課だけでなく、区の土木、建築関係などいろいろな課と連携しながら、区全体で協力して、話し合いを進めてはと思いますが、いかがですか。

みどり推進課長 区としては、健全度が確認されるのであれば、適正な 剪定による保全を要請する立場です。学芸大学とは半年 近くやり取りをして、剪定費用の助成などの申し出をし てきました。しかし、学芸大学に受けていただけません。 11本のヒマラヤスギ並木を保全してもらえるのであれ ば、区で支援できることを考えます。保全するに当たり、 学芸大学から区の支援について具体的に出てくれば、検 討します。

E委員

学芸大学に伺います。伐採はいつになるか分からない ということでしたが、この間に区との話し合い、検討な どの余地はありませんか。伐採は決定なのでしょうか。

関係者

伐採で進めたいと考えています。検討を続けてほしいという話は分かります。夏前に解除申請をし、半年間検討しました。大学の先生である樹木医にも追加で費用を払い、診断をお願いしました。残すことはできないか、再三検討を繰り返してきました。その上での判断だと、ご理解ください。

児童生徒の安全を第一に考えざるを得ません。事故が起こる前に、起きないようにすることが大前提です。起きた後の補償云々ではなく、起きないようにするためにはどうするのが一番かということで、判断を下しました。

E委員

子供たちの安全性や、何か起きてからの補償ではないのは理解できます。しかし、練馬の貴重なみどりであり、子供たちにとってもヒマラヤスギはシンボルです。学校にあることが、思い出になっている面からも、ぜひ、考え直すことを要望します。

F委員

学芸大学に訊ねます。この木の切り方は異常に感じます。サクラは切ったら必ず腐食が始まります。ヒマラヤスギがサクラと同じか分かりませんが、この切り方は、何か意図を感じます。

安全を担保することは大事だと思いますが、ある程度、 剪定することにより、学芸大学が求める安全を担保する ことが、話し合いのベースとなるのではないでしょうか。

G委員

非常に大きな、見事なヒマラヤスギが残っていること に感謝し、伐採することは残念に思います。

一方で、私も公園の管理などに携わっており、ヒマラヤスギがある公園も知っているので、学芸大学の伐採という決定に至る苦渋も理解できます。

今後、ほかの名木についても、日本の気候に合わないとか、寿命とか、周りの開発とか、いろいろな理由で伐採、更新せざるを得ないと思います。補植などを区がサポートする仕組みを作れないかと思います。

伐採したとき、区民はショックで、心にぽっかり穴が空くような気持ちになると思います。他区などでは、樹木を生き返らせる、再活用、再利用が行われています。愛された木を違う形で活用する。区でも補植や再利用で未来につなげていくことを検討してほしいと思います。

また、情報共有の場が必要だと思います。小学校 98 校中 70 校にヒマラヤスギが 350 本ほどあり、健全で、大きな事故もないとのことでした。どのようにすると、そういう発育、育成ができるのかと思います。育成や安全管理、大木を管理するノウハウ等情報の共有ができると良いと思います。

一例を言うと、国分寺崖線の管理者や所有者は様々です。20団体ほどが集まり、プラットフォームをつくり、安全管理などについて話し合っています。

今後は練馬区でもプラットフォームの検討をお願いし

ます。

みどり推進課長後継樹に将来的な名木となり得るような樹木を植えて もらえるのであれば、伐採、倒木で滅失した場合の補植 に対する支援はあってもよいと考えています。現在はあ りませんので、今後検討したいと思います。

> 名木は地域でなれ親しんだ樹木ですので、伐採や倒木 した後、再利用や加工して何かできないか、検討し、調整 を始めたところです。

> 練馬とそれ以外とは地域特性も違うし、大木の管理者 もそれぞれです。練馬は住宅都市ですので、主には公園 の街路樹と学校にある樹木が大木化しています。

> 公園は公立のものが圧倒的大多数ですが、東京都や区 は樹木の剪定の考え方があります。それ以外で大木の所 有者との情報の共有は、詳細を聞かせていただきながら、 考えていきたいと思います。

会 長

ヒマラヤスギの補植はまだ具体的に決まっていないと いう話がありました。地域にとっても思い出深く、生徒 や卒業生にとっても思い出深い樹木という話もありまし た。伐採木を生かすことは、大学で検討されましたか。

関係者

まだ特に決めてはいません。過去に伐採した樹木は多 数ありますが、ほとんどが腐朽木です。特にサクラの腐 朽が進んでしまって、伐採をせざるを得ませんでした。

台風で民家に寄りかかって倒れたということもありま した。造園業者にも確認したのですが、腐朽している樹 木なので、再利用ができませんでした。例えばチップ化 して使うことができないかも相談したのですが、腐朽木 の場合は難しいと回答をもらっています。

ただ、今回の名木に関しては、健全度自体が悪くない ので、再利用自体は可能だと考えています。今後伐採し た場合に、再利用については検討を進めていきます。

G委員

学芸大学は、大学に環境教育の専門の先生達がいると 思いますので、その先生達や学生とのコラボレーション ができたらいいと思います。

H委員

平成6年に107本を指定した以降、長く年月がたっていますが、当然、木も老朽化していくと思います。現在の状況を教えてください。

みどり推進課長 平成6年に指定しました 107 本は、土地利用や枯死を 理由に減少しており、現在 83 件まで減っています。

H委員

土地利用とか老朽化ということでの解除はあると思い ますが、今回のようなケースはないということですか。

みどり推進課長 土地利用で伐採せざるを得ないとか、枯れてしまい倒れて危険などが、これまでの指定解除の理由でした。土地利用等の第三者的な外的な要因がなく、健全木を伐採するのは今回が初めてだと思います。

H委員

人命が大事というのも大変理解できますし、台風や気候変動のため、今後の夏場を迎えるに当たって、リスクを軽減したい気持ちも理解できます。一方、国立という立場があると思いますが、国立全体としての動きなのか、当該学校の考え方の一つなのか、伺います。

関係者

本学としての考え方になります。各国立大学、地域特性等もあるので、国立大学法人全てにおいて統一した樹木に対しての指針はありません。

本部は小金井にありますが、都内に樹木の多いキャンパスがあります。大泉もそうですが、小金井は学芸の森とまで呼ばれている樹木の多いところです。

樹木自体の年数がたったことにより、樹木は肥大化しています。植えた当初は街路樹として適正だったのかもしれませんが、肥大化して腐朽したものもあります。また、肥大化したことによって、路面を持ち上げたり、排水管を壊すなどの被害をもたらしています。

ヒマラヤスギは、基本的に涼しい気候に生息する樹木です。日本は温暖な気候のため、生息地以上に大きく成長してしまうと聞いています。本来の涼しい気候であれば、大きく肥大化することはありません。日本のような温暖な気候ですと、想定以上に肥大化してしまい、さらに日本は台風が多いこともあって、危険度が増している

と聞いています。

みどり推進課長 都内の地域特性もあると思いますので、区も国立大学 法人のうち、都内にキャンパス持っている幾つかにヒア リングをしました。

> 筑波大学ですと、ヒマラヤスギ200本近くありますが、 いずれも倒木の被害はないと聞いています。危なそうな 木は剪定を入れて管理をしているのではと考えています。 全部伐採という計画はないと聞いています。

お茶の水女子大学はヒマラヤスギ 75 本ぐらいあって、 被害はなく、伐採の計画もないと聞いています。参考ま でに、都内の国立大学法人の状況を紹介しました。

剪定を定期的にやっていながら、管理がしきれなくな H委員 ったのか教えてください。

剪定は定期的にしているとは言えません。樹木の本数 関係者 と樹木管理の予算が全然見合っていません。樹木が数千 本はあるので、問題になりそうなところは、定期的に剪 定していますが、数年ごとの剪定は行っていません。

練馬区では名木に指定されると、3年に一度、上限つ H委員 きで剪定の経費の補助などがありますが、その支援を利 用せずに、今まで管理、所有していたということですか。

> 数年前の法改正で、国立大学法人が外部の補助を受け ることが、できるようになりました。それ以前は、地方自 治体、自治体からの補助を受けることは禁止されていま した。

法改正によって、今はできる状況になっています。 半年間のやり取りの中で、区は既存の補助制度を上回っ てでも、名木を残していきたいという姿勢を示している と聞きました。かなり区としては寄り添った対応をして いると受け止めています。それをもってしても、学芸大 学としては受けられない、致し方ないということでしょ うか。

関係者

H委員

関係者

お金の補助という支援策を提示してもらえるのは、大変ありがたいことですが、安全対策をすることが技術的に、立地条件的に難しいと判断をしています。たとえお金の補助をいただいて、予算があったとしても、教育研究活動に支障を来すような安全対策では問題があると認識しています。お金の問題ではない部分があります。

H委員

残してほしいという声が大きい中で、よしとする結論を今日は出せないと感じています。8月に強い伐採の剪定をされて、木がダメージを受けている状態で置いておくと危険度が増すのも理解ができます。

学芸大学は伐採ありきと考えているようですが、緑化委員会の決定を待たず、伐採に踏み切るのか、あくまで緑化委員会の結果を受けてから対応をされるのか。どうお考えでしょうか。

関係者

練馬区の条例を確認すると、指定解除しないと伐採で きないとは、読み取れません。

再検討した結果、苦渋の決断で、安全対策のため伐採せざる得ないと判断をしています。ここで指定解除の承認をいただけるのが、きれいだとは認識しています。今夏は台風の直撃はなかったので、問題はありませんでしたが、台風前に前の状態のままだと危険と判断したので、剪定、断幹をしました。仮に指定解除をいただけない場合でも、ダメージを受けているため、造園業者とも相談した上で、伐採は進める方向です。

みどり推進課長 条例上は、緑化委員会の指定解除を待たないと伐採できないとはなっていません。伐採行為を止める条例には 当然できません。

> ただ、条例の中には、緑化委員会の決定を待たずに伐採した場合、氏名等を公表することが規定されています。 仮に学芸大学が緑化委員会の解除の同意を待たずに伐採 した場合は、氏名等を公表することになります。

F委員

学芸大学にお尋ねます。並木のような形になっていますが、並木はどういう形ですか。例えば東西それとも南北に並んでいるのですか。

関係者

南北になります。

F委員

東西ならある程度台風の影響があると思いますが、南 北だと影響を受けないと思います。

副会長

学芸大学が今回の剪定を判定するプロセスに、地域の 方々はどれぐらい関わられていますか。恐らく地域配慮 として様々なコミュニケーションをこのヒマラヤスギに 対してされてきたと思いますが、どういうやり取りがあ ったのでしょうか。

高木再生プロジェクトの中に、危険度の関与する範囲の住民の方々や、地域コミュニティの代表の方々との関与を検討しているかを伺いします。

関係者

基本的に、高木再生プロジェクトで指定している樹木に関しては、敷地内にあるもののみです。敷地境界にかなり近いという面はありますが、基本的には本学の中なので、近隣住民の方と会合はしていません。今後、補植についても、その方向での検討はありません。

ただ、伐採する段階だと、近隣住民に騒音振動など迷惑をかけるので、近隣住民への説明をしています。また枯れ葉、枝折れ等で、近隣住民に迷惑をかけている事例もありますので、直接お宅に伺い、説明をする対策を取っています。

副会長

学生の家庭などへの情報提供は、いかがですか。

関係者

学生向けの掲示板のようなものがシステム上にありますので、それを利用して、伐採の状況や高木再生プロジェクトを実施することを公表しています。

副会長

環境と防災を天秤に掛けたら、危険度だけの指標でいくと、防災のほうが勝ちますが、名木というのはそれを超えて、公益的な価値を評価して、環境としてのコミュニケーションを取ることに重要性があると思います。

そうすると、その影響を受ける可能性のある方々との コミュニケーションをできるだけ盛り込む形で、今後の 計画を練り直してほしいと思います。

地元に対する説明は、非常に重要な部分を占めていて、 建築計画などと同様だと思います。きちんとした形で経 緯と、現在の検討状況を説明してほしいと思います。

会 長

この案件の質疑は、この程度にしたいと思います。

審議事項は名木の解除という諮問を受けているので、 委員会として是非を決定することになります。学芸大学 としての経過はある程度理解できますし、生徒の安全を 守ることも含めて、理解できる部分もあると思います。

一方で、地域のみどりの一つと考えると、まだまだ納得できない部分もあります。伐採後の補植や進め方をどうするか、あるいは地域の方、生徒が理解できてから、改めて緑化委員会として決定するのがよいのではないでしょうか。

結論から言うと、緑化委員会としては、学芸大学には どういうふうに進めるかを、区との相談の上で、具体的 に可能なことを提案していただけるようお願いします。

もちろん、伐採の実施は、学芸大学の意思によるところだと理解しています。

諮問されていますので、今日この場で採否を決定できますが、次回まで、区に情報収集や情報提供を、学芸大学に検討をお願いするということでいかがでしょうか。

会 長

それでは、緑化委員会としては、指定解除に関して継 続審議といたします。

学芸大学としての経過や判断については理解できる部分もありますが、地域のみどりとしてとても大事に思っていますので、皆さんが理解した上で、みどりのまちに貢献できるように、検討してもらえたら幸いです。

この案件につきましては、これにて終わりにしたいと 思います。

会 長

次に次第3に進みます。報告事項1「保護樹木の新規 指定について」の説明をお願いします。

みどり推進課長 資料 2「保護樹木の新規指定について」を報告します。 前回の緑化委員会以降、新たに保護樹木に指定したの は4件です。保護樹木の指定に当たっては、適正な維持 管理が行われており、健全な育成が長期的に見込まれ、 周囲の建物や構造物に損害を生じさせるおそれがないも ののうち、地上1.2mの高さにおける樹木の幹の周囲が 1.5 m以上のものを、所有者の申請に基づいて区が指定 をしています。

この4件は、いずれも要件に合致することから、保護 樹木に指定したものです。所有者が区報や区への問合せ で保護樹木制度を知ったものが3件、既にほかに保護樹 木をお持ちで、樹木の成長に合わせて申請されたものが 1件という内訳となっています。

会 長

ただいまの件、何か質問、意見等はございますか。 特に意見等がないようです。

続きまして報告事項2「保護樹木の指定解除について」 の説明をお願いします。

みどり推進課長 資料3「保護樹木の指定解除について」を報告します。 前回の緑化委員会以降、保護樹木の指定を解除したも のは11件です。解除の理由ですが、土地利用のためが5 件、滅失が1件、枯死等の危険な樹木が3件、周囲の建物 や構造物に損害を生じさせて指定の基準を満たさなくな ったものが2件です。

> 滅失した1件は伐採されており、残る10件は指定解除 の手続を経た後に、伐採するということです。

ただいまの件、何か質問、意見等はありますか。 会 長

E委員 土地利用が多いのですが、今後の見通しとしてどのよ うに考えていますか。

みどり推進課長 資料3-3「参考」を説明します。

保護樹木の指定の状況の推移です。平成28年4月以降、 右肩下がりとなっています。新たに指定されるものもあ りますが、寿命が来ているものもあります。また、土地利 用ですが、相続によって樹林地が減少していくことは、 練馬区の地域特性だと思っています。これからも減って いく要素はあると考えています。

E委員

「参考」は指定数の推移で、新たな指定やどれぐらい減少しているか、グラフから読み取れるということですね。 持っている方が希望されると、どうしようもないかも しれませんが、対策はどういうふうに考えていますか。

みどり推進課長 保護樹木は指定の基準があります。幹周 1.5m が基準ですので、木を植えてすぐに保護樹木に指定するのは、難しいと思います。

ただ、保護樹木に該当する樹木でも、指定を受けていない樹木もあると考えています。保護樹木に指定すれば、適正管理につながると考えていますので、区報、SNSなど様々な媒体を使い、保護樹木制度を周知して、少しでも登録が増えるように努めていきます。

A委員

保護樹木の剪定への補助も半額で、5年に一度です。 所有者からお金がかかってしようがないという声が多い です。

練馬区からある程度の補助はしていても、まだまだ足りないという声が多数ありますので、検討してほしいと思います。

みどり推進課長 みどりを残していただくお願いをする一方で、支援策 は大事だと考えています。

保護樹木と名木は制度が少し異なります。名木は選定委員会までつくって指定した、練馬に存する古木ですので、ほかの樹木と差別化し、支援策を手厚くする必要があると考えています。

保護樹木も含め、支援制度も充実するように、検討を 進めているところです。

副会長

擁壁の亀裂による倒木の危険というのが気になりました。盛土にある保護樹木は多いと思いますが、排水が不良になり、盛土の擁壁自体が損傷するケースで、基盤を補充、補強する手当てを、区で推奨したりはされていませんか。

みどり推進課長 基盤を補強するような案件はこれまでなかったので、

実施していないと思います。

今回の樹木は保護樹木に指定後、成長に伴い、外壁を 圧迫し壊してしまっている状況です。

保護樹木の指定に当たり、周囲の建物や構造物に損害を生じさせるおそれがないことが前提です。このたび、基準を満たさなくなったので、指定解除をしました。擁壁が南北に延びているところで、都市計画道路の計画線に当たっています。伐採する予定と聞いていますが、恐らく所有者も擁壁を新たに直さないのではと思います。将来的な道路整備を控えている都合上、大規模な工事は考えづらいと認識しています。

副会長 境界部の保全の仕方の検討をお願いします。

I 委員 「広徳寺の境内のケヤキが都市計画道路の計画線上に 当たっているので対応が考えづらい」と住職が言ってい たのでしょうか。

みどり推進課長 住職から話があったわけではありません。

I委員 住職は都市計画道路に反対しています。

実際に用地収用された場合、都市計画区域内に境内に 保護樹木は、何本ありますか。

みどり推進課長 26本あります。

I委員 指定解除される2本には、随分前から周囲に影響を与えている状況が継続してきたと思います。なぜ、このタイミングで解除がされる運びになったのでしょうか。

みどり推進課長 今年度、所有者から相談があって、解除になりました。

I 委員 今回は所有者側からの相談ですが、周囲に影響を与える状況が続いてきたことは、区も認識していたのでしょうか。

みどり推進課長 おおむね5年に一度は、樹木の健全度調査をやっていますので、樹木の状況は把握しています。

G委員

新規指定はどういうきっかけでされているのでしょうか。基本的には、所有者から区への連絡だと思いますが、 区からの声掛けはないのでしょうか。

保護樹林の指定状況の推移のグラフを見ると、近年、 増えているように見えます。なぜ増えたか質問します。

みどり推進課長 保護樹木の新規指定の経緯については、今回4件のうち3件は、ねりま区報を見たり、区への問合せで保護樹木制度・支援制度を知って、申請をしたというものです。 1件は、既に保護樹木をお持ちの方で、樹木が成長し規定に合致したので、新規申請したという経緯です。

樹林地を区が借りて、区民に開放する憩いの森制度がありますが、一定程度の広さのある樹林地を、保護樹林や憩いの森に指定したいと思っています。

保護樹林は、面積が300㎡以上という規定があります。 規定にあった樹林地を所有している方に、「保護樹林に指 定していただければ支援制度があります」と話をしてい ます。増加の理由は、支援制度を受けたいからというこ とです。

G委員

潜在的に、保護樹林になり得る樹木や樹林をお持ちの方がいると思います。区民の方々は、特に若い方は区報も見ないと思います。SNSもあるので、いろいろなルートで制度を知ってもらう情報提供が必要だと思っています。

保護樹林や保護樹木などをお持ちの方々に対して、ガイドラインがあるとよいと思いました。

区内の保護樹木をお持ちの方に話を聞くと、管理のこと、 支援策、管理の手法、相談の窓口など、いろいろな悩みを お持ちです。気軽に相談や連絡を取れるきっかけになる媒 体、プラットフォームを、ハード、ソフトともに整備して いけるとよいのではと思います。いかがでしょうか。

みどり推進課長 所有者から気軽に相談してもらえるように、メール登録の仕組みを始めました。まだ全てには至っていませんが、増えています。区と所有者がもう少し密接になることが、台風前の注意喚起や樹木の管理、心配事の相談に

つながっていくと考えています。

300 ㎡以上の面積の樹林地の所有者は、代々引き継いできている方が大半と思います。 区報は多くの方に見てもらえていると思いますし、SNSなどを使っている若い方も多くなってきています。 区としても、さまざまなツールを使って、広報に力を入れていきたいと思っています。

区のホームページのトップページに「練馬のみどり」というバナーをつくって、全面リニューアルをしました。 保護樹木、保護樹林制度の支援策も積極的にPRしたい と思います。

今年度、区立の小中学校でも倒木事故が起きてしまい、 全区立施設で緊急点検を実施しました。樹木のどこを見 て危ないと判断すればいいか分からない方もいますので、 チェックリストをつくりました。来年度以降、樹木の管 理を分かりやすく説明する動画作成を検討をしています。 それらを活用しながら、区民の皆さんが所有している樹 木の適正管理にもつながるように、発信していきたいと 考えています。

G委員

練馬区はみどり分野の先進都市で、他区市町村のモデルになると思いますので、ぜひそういう取組をどんどん発信してほしいと思います。

会 長

ガイドラインと同じように、伐採せざるを得ない状況になったときに、どうやっていくのが一番良いかがわかる相談体制をつくり、発信もできるようになればよいと思います。

特に名木については、当然樹齢加齢によって、どこかで更新せざるを得ない状況はあり得ると思います。そのときではなくて、数年前なのか数十年前からか事前に、どのような更新が良いかが分かる仕組みの検討も希望します。できるだけ樹木が減少せずに、いろいろな方法で継承できる仕組みを検討してほしいと思います。

会 長

指定解除の報告事項に関しては、以上で終わりです。 最後になりますが、その他「第2次みどりの風吹くま ちビジョン 改定アクションプラン(素案)等について」、 事務局から説明をお願いします。

みどり推進課長 平成 31 年 3 月に作成した「第 2 次みどりの風吹くまち ビジョン」は、今年度、中間見直しの年に当たります。区 では令和 4 年度、 5 年度の 2 カ年に取り組む内容を素案 としてまとめています。12 月 11 日に区報などで区民の 皆さんにお知らせし、意見を募集しているところです。 緑化委員会の皆さんからも、意見等をいただければと思 います。本日は緑化委員会ですので、みどり分野を中心 に説明します。

(資料の説明)

会 長

区民の意見募集は1月17日までです。委員の皆さんにもぜひ意見をということですが、この場で何か質問、意見等はございますか。

E委員

練馬はみどりが豊かなのは、皆さんも知っているとおりです。みどりのネットワークとありますが、基本的に考えるべきは、道路整備、都市計画、まちづくりではなく、生物多様性のなかでのみどりの価値を大きく捉えて、どのように練馬で生かしていくかだと思います。

鉄道の立体化、市街地域開発が出てきますが、自然に 特化した形で出してほしいと思います。

みどり推進課長 区の都市計画道路は整備率が5割にとどまっているので、道路整備が必要です。道路の整備に当たっては、みどり豊かな軸となるように、街路樹を植えていきます。街路樹を植えるに当たりどの樹種がいいか、検討を進めています。

区民生活に必要な基盤整備を進めながらみどりは守っていき、民有のみどりの保全も取り組んでいきます。

E委員

街路樹も大事ですが、地面あってのみどりということを考えてほしいです。街路樹は根の周りが全部コンクリートで埋められてしまい、時間がたつと根が張り出してくることもあります。熱を吸収する地面の大切さを視野に入れてほしいと思います。

練馬城址公園は都の事業ですが、多くの方から石神井川沿いのサクラの木を切らないでほしいなどのいろいろな意見が出ています。説明会では何本かは切らざるを得ないということでした。区も一緒に調査することを考えてほしいです。

みどり推進課長 練馬城址公園については、東京都とスタジオ施設と区と再三協議を続け、どのように整備していくか話を続けているところです。

都立公園は大体 8 割から 8 割 5 分が、緑被地として整備されているのが一般的です。みどり所管としては、練馬城址公園もみどり豊かな公園となるようにしてほしいと意見を上げていきます。

F委員

「みどりの風」は文学的表現だからか、意味があまり分かりません。なぜかというと、風には色がないからです。 例えば青森や山梨の方が、練馬にはみどりの風という珍しい風が吹いているから行ってみようとなりますか。これくらい抽象的な言葉はないです。

それでは観光資源とならず、人は来ません。具体的に練馬城址公園はこうしようなど、全国的にイメージアップするためには、企業がやっているように、焦点を絞って特徴づけていかないと、単なる自己満足になります。辛辣な言葉かもしれませんが、「みどりの風」と言われても、私はぴんときません。

G委員

練馬区は民有の約 75%と大きな割合ですが、アクションプランには「公園」という言葉が多く使われています。もちろん公園も重要ですが、屋敷林、農地などの民有のみどりも、スポットを当てていくべきと思います。

人材育成で憩いの森のコース、知識や技術を学べるコースを開講する取組は非常に期待しています。

練馬区のみどりの魅力は保護樹木や保護樹林、屋敷林 それぞれではなくて、そのセットにあります。農の風景 育成地区が高松にありますが、畑、農地と雑木林、屋敷林 の風景を残していくこと、風景全体をセットとして考え ていくことは、生物多様性向上にも非常に効果がありま す。 私は環境省のOECM(民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会)の委員にもなっています。国でもそういう話が出ており、世界的なムーブメントとして盛り上がっています。日本の都市のみどりは特徴があり、生物多様性の場になっているところは非常に重要です。

みどり推進課長 希少な樹林地については、所有者との合意を進めて都 市計画緑地等として確保していますが、それがまさに屋 敷林のことです。相続等で開発されないように、将来的 な区立緑地化に向けての取組を進めています。

また、つながるカレッジねりまに憩いの森の管理コースを新たに設ける予定です。今年度、落ち葉の清掃を始めました。来年、憩いの森の区民管理を拡充するため、みどりに関する活動に参加する区民の裾野を広げる取組が必要だと思います。普段から親しみを持って利用するためには、区民管理は手法の一つと思いますので、この取組を進めていきたいと思います。

農の風景育成地区についてですが、施策の柱4のみどりだけを説明しましたが、施策の柱5戦略17に「農」が別出しになっています。

区内に高松と南大泉に農の風景育成地区を指定しています。畑と屋敷林とのセットで、地域の風景を残す取組は必要と考えています。地域住民の参加などの機運醸成も必要になります。指定できるものは、指定していき、取組を広げようと考えています。

会 長 幾つか委員の皆さんから意見をいただきましたが、最 終的に緑化委員会で紹介してもらう機会はありますか。

みどり推進課長 いただいた意見やこれから別途寄せられる意見についても、区民意見反映制度での質問内容と区の考え方を示す予定です。

会 長 緑化委員の皆さんも、ぜひ意見等をいただけたらと思 います。

事務局から、連絡をお願いします。

みどり推進課長 次回の練馬区緑化委員会は、例年3月頃に開催していますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、本日継続審議となった案件もありますので、日程は正副会長と相談したいと考えています。決まり次第、皆さんに日程をお知らせします。

会 長 以上をもちまして、第 166 回練馬区緑化委員会を閉会 します。

-- 了 --